

川北町クーリングシェルター募集要項

1. 趣旨

令和6年4月に気候変動適応法が改正され、熱中症対策が強化されました。これにより熱中症による重大な被害を防止するため、「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を市町村長が指定できるようになりました。

クーリングシェルターとは、冷房設備が整っていて、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の発表時に暑さをしのぐために開放される施設です。

川北町では、熱中症による健康被害を防止し、住民の生命と健康を守るため、公共・民間を問わず、広く町内の施設をクーリングシェルターとして指定することとしています。

当町の趣旨に賛同し、クーリングシェルターとして、町とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2. 実施内容

クーリングシェルターは、住民の休息場所として、主に次の内容を実施します。

- (1) 冷房設備の適切な管理
- (2) 各施設の出入口などの見やすい場所への「クーリングシェルター・マーク」案内の掲示
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので構いません。）

3. 応募要件

応募できる施設は、次の要件をすべて満たし、町内に所在する施設とします。

- (1) 冷房設備があり、適切に管理できる施設
- (2) 町民等、誰もが利用できる場所を開放することができる施設
- (3) 受入可能人数が同時に滞在でき、休息できる室内スペース、椅子、ソファ等がある施設

4. 施設運用期間等

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート発表期間である、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

ただし、新たに指定を受けた施設等は「指定の日から」とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

5. 応募方法

別紙「川北町クーリングシェルター指定申込書」に必要事項を記載の上、郵送、電子メール、FAX等で、川北町住民課へ提出してください。

提出先：〒923-1295 石川県能美郡川北町字壱ツ屋 174 番地
川北町役場 住民課
メール：jyumin@town.kawakita.lg.jp
FAX：076-277-2584

6. 提出後の流れ

- (1)応募内容の審査、現地確認、施設管理者との協議
- (2)協定の締結（クーリングシェルターの指定）
- (3)クーリングシェルター指定施設情報の公表（川北町ホームページ）
- (4)クーリングシェルターの運用開始（案内の掲示）

7. 情報の提供

熱中症特別警戒アラートについては、「熱中症予防情報サイト（環境省ホームページ）」にてご確認の上、必要な準備を行っていただき、施設開放の実施をお願いします。

8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認めるときは、クーリングシェルターの指定を行わない場合や取り消す場合があります。